

第1四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス
株式会社
(E05522)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	4
第3 【設備の状況】	6
第4 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
(1) 【株式の総数等】	7
【株式の総数】	7
【発行済株式】	7
(2) 【新株予約権等の状況】	8
(3) 【ライツプランの内容】	21
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	21
(5) 【大株主の状況】	21
(6) 【議決権の状況】	21
【発行済株式】	21
【自己株式等】	21
2 【株価の推移】	22
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	22
3 【役員の状況】	22
第5 【経理の状況】	23
1 【四半期連結財務諸表】	24
(1) 【四半期連結貸借対照表】	24
(2) 【四半期連結損益計算書】	26
【第1四半期連結累計期間】	26
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	27
【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	29
【簡便な会計処理】	30

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	30
【追加情報】	30
【注記事項】	31
【事業の種類別セグメント情報】	33
【所在地別セグメント情報】	33
【海外売上高】	33
2 【その他】	37
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	38
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年5月15日
【四半期会計期間】	第6期第1四半期（自平成21年1月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社
【英訳名】	Pacific Golf Group International Holdings KK
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 草深 多計志
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03-5776-8901（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 アンドレ コベンスキー
【最寄りの連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03-5776-8901（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 アンドレ コベンスキー
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第5期
会計期間	自平成21年 1月1日 至平成21年 3月31日	自平成20年 1月1日 至平成20年 12月31日
営業収益(百万円)	15,355	79,215
経常利益又は経常損失() (百万円)	764	9,873
当期純利益又は四半期純損失 () (百万円)	210	10,723
純資産額(百万円)	60,255	61,861
総資産額(百万円)	278,318	273,712
1株当たり純資産額(円)	50,631.98	52,016.01
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり四半期純損失金額() (円)	177.86	9,078.85
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	8,108.28
自己資本比率(%)	21.5	22.5
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,155	11,578
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,306	12,523
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	404	149
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	14,047	9,180
従業員数(人)	4,546	4,513

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額について、第6期の第1四半期に関しては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 利府ゴルフクラブ株式 会社 (注)2	東京都港区	100	ゴルフ場経営	100 (100)	-

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接保有による議決権比率となっております。

2. 債務超過会社で債務超過の額は、当第1四半期連結会計期間末時点で5,953百万円となっております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	4,546 (4,688)
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員（当企業グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当企業グループへの出向者を含む。）であり、臨時使用人数（パートタイマー他）は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	16 (0)
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況

該当事項はありません。

(2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の営業収益を内容別に示すと、次のとおりであります。

営業収益内容(百万円)	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
ゴルフプレー等収益	8,700
レストラン・商品販売収益	3,946
年会費等収益	1,962
その他	745
合計	15,355

(注) 1 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 当企業グループの販売実績は、ゴルフが屋外のスポーツであることから気象条件の影響を強く受けます。具体的には、降雪によるゴルフ場クローズの発生する冬季や、猛暑による日中の屋外活動が敬遠される夏季にオフシーズンとなり、気候の比較的穏やかな春季・秋季にオンシーズンとなります。この結果、冬季・夏季に該当する第1四半期及び第3四半期は低調となり、第2四半期及び第4四半期には好調な営業収益を計上できる傾向にあります。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国経済の減速に端を発する、昨年来の世界的不況の影響がより顕著となり、企業収益を圧迫、個人消費も低迷いたしました。足元では景気悪化のテンポは緩やかになっており、底割れ懸念は遠のきつつあるものの、依然予断を許さぬ不透明な環境にあります。

このような経済状況のもとで、当企業グループは革新的運営に基づき既存保有ゴルフ場の成長を図る経営戦略を実行し、収益の維持・拡大に取組み、また、安定した利益創出のため、的確な市場分析のもとで選別的なゴルフ場取得の推進を図るとともに、高い収益性が確保できる運営受託業務の強化を進めてまいりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の営業収益は15,355百万円となりました。これは前連結会計年度に10ゴルフ場を取得したことを主因としております。一方、既存保有ゴルフ場における営業収益の前年比減少、株主優待の利用実績増加による引当金の増加、新情報システムの稼働による減価償却費の増加などにより、営業損失は58百万円、経常損失は764百万円、四半期純損失は210百万円となりました。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

(資産)

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末から4,606百万円増加して278,318百万円となりました。これは主に、新規借入の増加による現金及び預金の増加によるものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末の総負債は、前連結会計年度末から6,212百万円増加して218,063百万円となりました。これは主に、新規借入等による長期借入金3,394百万円の増加、流動負債その他(前受金)として計上している年会費等3,333百万円増加、買入消却による新株予約権付社債2,595百万円減少によるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末から1,606百万円減少して60,255百万円となりました。これは主に、利益剰余金の配当によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び預金は、前連結会計年度末に比べ4,866百万円増加(前連結

会計年度末9,180百万円)し、14,047百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において、営業活動の結果得られた資金は3,155百万円となりました。これは主に、法人税等の支払い額1,144百万円、減価償却費1,035百万円、年会費等の前受金の増加額3,333百万円などが発生したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において、投資活動により得られた資金は1,306百万円となりました。これは主に、連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入が1,640百万円、有形固定資産の取得による支出が484百万円などによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において、財務活動により得られた資金は404百万円となりました。これは主に、長期借入れによる収入5,700百万円、長期借入金返済による支出1,977百万円、配当金の支払い1,168百万円、新株予約権付社債の買入消却による支出2,045百万円などによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当企業グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,160,000
計	4,160,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年5月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,182,180	1,182,180	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株制度を採用して いないため、単元株数 はありません。
計	1,182,180	1,182,180	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回A種新株予約権

平成17年10月14日臨時株主総会決議（平成18年3月3日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	35,305
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	35,305
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	112,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年6月13日 至 平成23年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 112,000 資本組入額 行使価額に0.5を乗じた額
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には新株予約権を行使できない。 (1) 就業規則または雇用契約の規定に従い、懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受け、当該従業員の地位を喪失した場合。または、解任により、当社もしくは当社子会社の役員の地位を喪失した場合。 (2) 退職もしくは定年退職、または普通解雇により当社もしくは当社子会社の従業員の地位を喪失した場合であって、当該従業員の地位喪失日より90日間を経過した場合。または辞任もしくは任期満了に伴う退任により当社もしくは当社子会社の役員の地位を喪失した場合であって、当該役員の地位喪失日より90日間を経過した場合。 (3) その他所定の要件に該当する場合。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 本新株予約権発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものといたします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権にかかる株式数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は、切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権の発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、時価を下回る価額で当社普通株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものいたします。なお調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

第2回B種新株予約権

平成17年10月14日臨時株主総会決議（平成18年3月3日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,412
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	1,412
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1
新株予約権の行使期間	自 平成18年6月13日 至 平成23年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 行使価額全額
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には新株予約権を行使できない。</p> <p>(1) 就業規則または雇用契約の規定に従い、懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受け、当該従業員の地位を喪失した場合。または、解任により、当社もしくは当社子会社の役員の地位を喪失した場合。</p> <p>(2) 退職もしくは定年退職、または普通解雇により当社もしくは当社子会社の従業員の地位を喪失した場合であって、当該従業員の地位喪失日より90日間を経過した場合。または辞任もしくは任期満了に伴う退任により当社もしくは当社子会社の役員の地位を喪失した場合であって、当該役員の地位喪失日より90日間を経過した場合。</p> <p>(3) その他所定の要件に該当する場合。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 本新株予約権発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものといたします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権にかかる株式数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものといたします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものといたします。なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は、切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権の発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、時価を下回る価額で当社普通株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものいたします。なお調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回A種新株予約権

平成17年10月14日臨時株主総会決議（平成18年8月25日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	4,976
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	4,976
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	112,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年9月20日 至 平成23年9月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 112,000 資本組入額 行使価額に0.5を乗じた額
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には新株予約権を行使できない。 (1) 就業規則または雇用契約の規定に従い、懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受け、当該従業員の地位を喪失した場合。または、解任により、当社もしくは当社子会社の役員の地位を喪失した場合。 (2) 退職もしくは定年退職、または普通解雇により当社もしくは当社子会社の従業員の地位を喪失した場合であって、当該従業員の地位喪失日より90日間を経過した場合。または辞任もしくは任期満了に伴う退任により当社もしくは当社子会社の役員の地位を喪失した場合であって、当該役員の地位喪失日より90日間を経過した場合。 (3) その他所定の要件に該当する場合。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 本新株予約権の発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されます。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権にかかる株式数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は、切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権の発行の前後にかかわらず、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、時価を下回る価額で当社普通株式の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。なお調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
平成19年4月12日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	12,000
新株予約権の数(個)	2,400個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を500万円で除した個数の合計数
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	70,305
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	170,684.2
新株予約権の行使期間	自平成19年5月15日 至平成24年4月17日 (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を(注)2.記載の転換価額で除した数とします。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算します(当社が単元株制度を採用した場合において、本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てます。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

2. 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整されます。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいいます。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含みます。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額とし、同発行価格中資本に組み入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とします。

5. (イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとします。但し、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、()当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せず、それを実行することが可能であることを前提条件とします。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとします。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されません。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいいます。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとします。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とします。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従います。なお、転換価額は(注) 2.と同様の調整に服します。

() 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにします。

() 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、本新株予約権の行使期間の満了日までとします。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行います。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合には、会社法の規定に基づいて現金により精算します(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てます。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てます。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できないものとします。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
平成19年4月12日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	10,405
新株予約権の数(個)	2,600個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を500万円で除した個数の合計数
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	60,960
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	170,684.2
新株予約権の行使期間	自平成19年5月15日 至平成29年4月17日 (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を(注)2. 記載の転換価額で除した数とします。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算します(当社が単元株制度を採用した場合において、本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てます。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

2. 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整されます。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額とし、同発行価格中資本に組み入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とします。

5. (イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとします。但し、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、()当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とします。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとします。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されません。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいいます。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとします。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とします。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従います。なお、転換価額は(注) 2.と同様の調整に服します。

() 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにします。

() 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、本新株予約権の行使期間の満了日までとします。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行います。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合には、会社法の規定に基づいて現金により精算します(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てます。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てます。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できないものとします。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

第4回新株予約権

平成20年3月26日定時株主総会決議（平成20年4月16日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	1,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	121,000
新株予約権の行使期間	自 平成23年5月8日 至 平成30年5月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 121,000 資本組入額 行使価額に0.5を乗じた額
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には新株予約権を行使できない。 (1) 解任により当社の役員の地位を喪失した場合。 (2) 辞任もしくは任期満了に伴う退任により当社の役員の地位を喪失した場合であって、当該役員の地位喪失日より90日間を経過した場合。 (3) その他所定の要件に該当する場合。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整します。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行います。

2. 本新株予約権割当日後に当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当てを行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権割当日後に当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権割当日後に当社が合併、会社分割、資本減少を行う場合、当社の資産を株主に分配する場合（期末配当及び中間配当を除く。）その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない自由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行います。

第5回新株予約権

平成20年3月26日定時株主総会決議（平成21年1月14日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	700
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	31,650
新株予約権の行使期間	自 平成23年1月15日 至 平成31年1月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 31,650 資本組入額 行使価額に0.5を乗じた額
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には新株予約権を行使できない。 (1) 解任により当社または当社の完全子会社の役員の地位または使用人の地位を喪失した場合。 (2) 辞任もしくは任期満了に伴う退任により当社または当社の完全子会社の役員または使用人の地位を喪失した場合であって、当該役員または使用人の地位喪失日より90日間を経過した場合。 (3) その他所定の要件に該当する場合。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整します。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行います。

2. 本新株予約権割当日後に当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当てを行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権割当日後に当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権割当日後に当社が合併、会社分割、資本減少を行う場合、当社の資産を株主に分配する場合（期末配当及び中間配当を除く。）その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行います。

第6回新株予約権

平成20年3月26日定時株主総会決議（平成21年2月4日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	500
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	41,950
新株予約権の行使期間	自 平成23年2月5日 至 平成31年2月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 41,950 資本組入額 行使価額に0.5を乗じた額
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 新株予約権の割当てを受けた者は、次の場合には新株予約権を行使できない。 (1) 解任により当社または当社の完全子会社の役員の地位または使用人の地位を喪失した場合。 (2) 辞任もしくは任期満了に伴う退任により当社または当社の完全子会社の役員または使用人の地位を喪失した場合であって、当該役員または使用人の地位喪失日より90日間を経過した場合。 (3) その他所定の要件に該当する場合。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により付与株式数を調整します。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当日後に株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行います。

2. 本新株予約権割当日後に当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当てを行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権割当日後に当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権割当日後に当社が合併、会社分割、資本減少を行う場合、当社の資産を株主に分配する場合（期末配当及び中間配当を除く。）その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行います。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成21年1月1日 ～ 平成21年3月31日	314	1,182,180	0	12,704	-	13,769

(注) 新株予約権(ストック・オプション)の行使による新株式発行によるものであります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成20年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,181,866	1,181,866	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,181,866	-	-
総株主の議決権	-	1,181,866	-

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 1月	2月	3月
最高(円)	42,800	49,800	49,900
最低(円)	28,300	39,500	42,250

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結会計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,047	9,180
受取手形及び売掛金	3,717	3,584
たな卸資産	¹ 1,990	¹ 1,885
繰延税金資産	4,845	4,966
預け金	9,167	8,419
その他	3,453	4,173
貸倒引当金	545	538
流動資産合計	36,676	31,672
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	41,378	41,714
機械装置及び運搬具(純額)	1,837	1,884
工具、器具及び備品(純額)	2,802	2,960
土地	168,127	168,012
その他(純額)	499	170
有形固定資産合計	² 214,645	² 214,742
無形固定資産		
のれん	³ 16,311	³ 16,515
その他	5,800	5,905
無形固定資産合計	22,112	22,421
投資その他の資産		
繰延税金資産	1,532	1,538
その他	4,099	4,086
貸倒引当金	748	749
投資その他の資産合計	4,883	4,875
固定資産合計	241,641	242,039
資産合計	278,318	273,712

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	958	802
短期借入金	4 700	-
1年内返済予定の長期借入金	9,701	9,373
未払法人税等	398	1,248
賞与引当金	166	154
ポイント引当金	62	46
株主優待引当金	186	36
その他	9,374	5,863
流動負債合計	21,548	17,525
固定負債		
新株予約権付社債	22,405	25,000
長期借入金	102,342	98,947
繰延税金負債	24,857	24,927
退職給付引当金	3,357	3,474
役員退職慰労引当金	88	96
会員預り金	42,668	41,221
その他	794	658
固定負債合計	196,514	194,325
負債合計	218,063	211,850
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,704	12,704
資本剰余金	13,886	13,886
利益剰余金	33,771	35,458
株主資本合計	60,361	62,048
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	505	572
評価・換算差額等合計	505	572
新株予約権	398	385
少数株主持分	0	0
純資産合計	60,255	61,861
負債純資産合計	278,318	273,712

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	
営業収益	2	15,355
営業原価		13,004
営業総利益		2,350
販売費及び一般管理費	1	2,409
営業損失()		58
営業外収益		
受取利息		8
受取賃貸料		9
その他		23
営業外収益合計		41
営業外費用		
支払利息		684
その他		62
営業外費用合計		747
経常損失()		764
特別利益		
固定資産売却益		1
債務免除益		22
社債償還益		549
投資有価証券清算益		337
その他		13
特別利益合計		923
特別損失		
固定資産売却損		1
合併関連費用		8
その他		1
特別損失合計		10
税金等調整前四半期純利益		148
法人税、住民税及び事業税		365
法人税等調整額		6
法人税等合計		358
少数株主利益		0
四半期純損失()		210

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成21年1月1日
 至 平成21年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	148
減価償却費	1,035
のれん償却額	258
貸倒引当金の増減額(は減少)	5
賞与引当金の増減額(は減少)	6
ポイント引当金の増減額(は減少)	16
株主優待引当金の増減額(は減少)	150
退職給付引当金の増減額(は減少)	151
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	8
受取利息及び受取配当金	9
支払利息	684
債務免除益	22
社債償還益	549
投資有価証券清算益	337
売上債権の増減額(は増加)	139
たな卸資産の増減額(は増加)	97
仕入債務の増減額(は減少)	153
前受金の増減額(は減少)	3,333
その他	347
小計	4,824
利息及び配当金の受取額	8
利息の支払額	599
法人税等の支払額	1,144
法人税等の還付額	66
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,155
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	484
無形固定資産の取得による支出	45
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	1,640
貸付けによる支出	149
貸付金の回収による収入	1
その他	343
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,306

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成21年1月1日
至平成21年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	700
長期借入れによる収入	5,700
長期借入金の返済による支出	1,977
預け金の増減額（は増加）	747
新株予約権付社債の買入消却による支出	2,045
配当金の支払額	1,168
その他	58
財務活動によるキャッシュ・フロー	404
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	4,866
現金及び現金同等物の期首残高	9,180
現金及び現金同等物の四半期末残高	14,047

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項 の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、利府 ゴルフクラブ(株)について、株式を取得し たため連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社数 22社
2. 会計処理基準に関する事 項の変更	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の 変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産 については、従来、主として先入先出法 による原価法によっておりましたが、当 第1四半期連結会計期間より「棚卸資産 の評価に関する会計基準」(企業会計基 準第9号 平成18年7月5日)が適用さ れたことに伴い、主として先入先出法に よる原価法(貸借対照表価額については 収益性の低下に基づく簿価切下げの方 法)により算定しております。 これによる影響額は軽微であります。 (2) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取 引については、従来、賃貸借取引に係る 方法に準じた会計処理によっておしま したが、「リース取引に関する会計基準」 (企業会計基準第13号(平成5年6月17 日(企業会計審議会第一部会)、平成19 年3月30日改正))及び「リース取引に 関する会計基準の適用指針」(企業会計 基準適用指針第16号(平成6年1月18日 (日本公認会計士協会 会計制度委員 会)、平成19年3月30日改正))が平成 20年4月1日以後開始する連結会計年度 に係る四半期連結財務諸表から適用す ることができることになったことに伴い、 当第1四半期連結会計期間からこれらの 会計基準等を適用し、通常の売買取引に 係る会計処理によっております。また、 所有権移転外ファイナンス・リース取引 に係るリース資産の減価償却の方法につ いては、リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法を採用しており ます。 なお、リース取引開始日が適用初年度 開始前の所有権移転外ファイナンス・リ ース取引については、通常の賃貸借取引 に係る方法に準じた会計処理を引き続き 採用しております。 これによる影響額は軽微であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間
（自 平成21年1月1日
至 平成21年3月31日）

（有形固定資産の耐用年数の変更）

当社及び連結子会社の有形固定資産の耐用年数について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」（平成20年4月30日省令第32号）の施行を契機に資産の利用状況を見直した結果、当第1四半期連結会計期間から機械及び装置の耐用年数を改正後の省令に基づく法定耐用年数に変更しております。

これにより、営業損失及び経常損失は、それぞれ8百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は、8百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)																
<p>1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">1,458</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">532</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,990</td> </tr> </table>	商品及び製品	1,458	仕掛品	0	原材料及び貯蔵品	532	計	1,990	<p>1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">1,367</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">518</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,885</td> </tr> </table>	商品及び製品	1,367	仕掛品	0	原材料及び貯蔵品	518	計	1,885
商品及び製品	1,458																
仕掛品	0																
原材料及び貯蔵品	532																
計	1,990																
商品及び製品	1,367																
仕掛品	0																
原材料及び貯蔵品	518																
計	1,885																
<p>2 有形固定資産の減価償却累計額は、202,614百万円 であります。</p>	<p>2 有形固定資産の減価償却累計額は、195,617百万円 であります。</p>																
<p>3 のれん及び負ののれんの表示 のれん及び負ののれんは相殺して表示してありま す。 なお、相殺前の金額は次のとおりであります。 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">19,540</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">3,228</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">16,311</td> </tr> </table>	のれん	19,540	負ののれん	3,228	純額	16,311	<p>3 のれん及び負ののれんの表示 のれん及び負ののれんは相殺して表示してありま す。 なお、相殺前の金額は次のとおりであります。 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">19,794</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">3,278</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">16,515</td> </tr> </table>	のれん	19,794	負ののれん	3,278	純額	16,515				
のれん	19,540																
負ののれん	3,228																
純額	16,311																
のれん	19,794																
負ののれん	3,278																
純額	16,515																
<p>4 当座貸越契約 当社及び連結子会社(パシフィックゴルフマネージ メント㈱)及びパシフィックゴルフプロパティーズ㈱ は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4 行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約 に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入実行残高 は次のとおりであります。 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越限度額</td> <td style="text-align: right;">18,600</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">700</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">17,900</td> </tr> </table>	当座貸越限度額	18,600	借入実行残高	700	差引額	17,900	<p>4 当座貸越契約及びコミットメントライン契約 当社及び連結子会社(パシフィックゴルフマネージ メント㈱)及びパシフィックゴルフプロパティーズ㈱ は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4 行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締 結しております。これらの契約に基づく当連結会計年 度末の借入実行残高は次のとおりであります。 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越限度額及びコミットメン トライン極度額</td> <td style="text-align: right;">23,600</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">23,600</td> </tr> </table>	当座貸越限度額及びコミットメン トライン極度額	23,600	借入実行残高	-	差引額	23,600				
当座貸越限度額	18,600																
借入実行残高	700																
差引額	17,900																
当座貸越限度額及びコミットメン トライン極度額	23,600																
借入実行残高	-																
差引額	23,600																

(四半期連結損益計算書関係)

当第 1 四半期連結累計期間
(自 平成21年 1月 1日
至 平成21年 3月31日)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

給与手当	577 百万円
賞与引当金繰入額	60
貸倒引当金繰入額	48
退職給付費用	47
役員退職慰労引当金繰入額	4
ポイント引当金繰入額	62
株主優待引当金繰入額	186
のれん償却額	258

2 当企業グループの営業収益は、ゴルフが屋外のスポーツであることから気象条件の影響を強く受けます。具体的には、降雪によるゴルフ場クローズの発生する冬季や、猛暑による日中の屋外活動が敬遠される夏季にオフシーズンとなり、気候の比較的穏やかな春季・秋季にオンシーズンとなります。この結果、冬季・夏季に該当する第 1 四半期及び第 3 四半期は低調となり、第 2 四半期及び第 4 四半期には好調な営業収益を計上できる傾向にあります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 1 四半期連結累計期間
(自 平成21年 1月 1日
至 平成21年 3月31日)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係
(平成21年 3月31日現在)

(百万円)

現金及び預金勘定	14,047
現金及び現金同等物	14,047

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,182,180株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 398百万円

(注) 第4回、第5回及び第6回の新株予約権は、権利行使することができる期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年3月25日 定時株主総会	普通株式	1,477	1,250	平成20年12月31日	平成21年3月26日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

ゴルフ事業の営業収益及び営業利益の金額は、全セグメントの営業収益の合計及び営業利益の金額の合計に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

本邦以外の国又は地域に存在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)

前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)

前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費(株式報酬費用) 15百万円
特別利益その他(新株予約権戻入益) 2百万円

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の完全子会社の使用人 3名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 700株
付与日	平成21年1月15日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間は付されていません。
権利行使期間	自平成23年1月15日至平成31年1月14日
権利行使価格(円)	31,650
付与日における公正な評価単価(円)	7,991.40

	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の完全子会社の使用人 1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 500株
付与日	平成21年2月5日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間は付されていません。
権利行使期間	自平成23年2月5日至平成31年2月4日
権利行使価格(円)	41,950
付与日における公正な評価単価(円)	13,182.96

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成21年 3 月31日)		前連結会計年度末 (平成20年12月31日)	
1 株当たり純資産額	50,631.98円	1 株当たり純資産額	52,016.01円

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期連結会計期間末 (平成21年 3 月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	60,255	61,861
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	399	385
(うち新株予約権)	(398)	(385)
(うち少数株主持分)	(0)	(0)
普通株式に係る四半期末 (期末) の純資産額 (百万円)	59,856	61,475
1 株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末 (期末) の普通株式の数 (株)	1,182,180	1,181,866

2 . 1 株当たり四半期純損失金額等

当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	
1 株当たり四半期純損失金額	177.86円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1 株当たり四半期純損失金額	
四半期純損失 (百万円)	210
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株式に係る四半期純損失 (百万円)	210
期中平均株式数 (株)	1,182,083
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があ ったものの概要	

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月11日

パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松尾 清 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 宏之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているパシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。